

○火災予防条例(昭和48年大船渡地区消防  
組合条例第22号)第42条の2第1項の消防  
長が別に定める要件

平成26年7月22日

告示第5号

条例第42条の2第1項に規定する祭礼、緑日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当する催しとする。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日当たり人出予想が11万人を超える規模の催しとして計画されている催しであること。
- (2) 主催する者が出展を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。